

奄美における人身売買・ヤンチュの研究

OYAMA, Ringoro / 大山, 麟五郎

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究

(巻 / Volume)

7

(開始ページ / Start Page)

159

(終了ページ / End Page)

178

(発行年 / Year)

1980-06-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002968>

奄美における人身売買・ヤンチュの研究

大山 麟五郎

序 章

明治維新において薩摩藩が果たした役割は決定的といえる。このことを可能にしたのは、この藩の天保度の改革における財政的な成功によることも、異論のないところであろう。この改革を推進した家老調所広郷の秘書海老原清照の残した記録⁽¹⁾は、この財政的な成功の物質的基礎をまがいようもなく明らかにしている。この改革は奄美の北部三島（大島・喜界島・徳之島）の砂糖の専売制が「第一の根本」であることを語り、具体的には、さつま本藩産が米六千両、菜種二千両その他で計一万両そこそこに対し、砂糖は実に二十三万五千両という数字であったことを告げているのである。これは大坂表への積出額年産の天保元年から十年までの平均額である。

なんとという砂糖の比重であろう。七十七万石と通称される薩藩の中で五万石にすぎない奄美が、どういう仕組みでこのような過重な負担を折出できたのか。そこに奄美の専売制の異常さがあり、この歪みをもっとも象徴的に最底辺で呻きをもって表わしているのが奄美における人身売買のヤンチュ制度といえよう。

ヤンチュは従来「家人」という表記がもちいられてきた。これは日本古代史の賤民身分の一つである「家人」と同じ表記であるのでここでは避けることにする。同じ賤民身分の奴婢はヤッコと呼ばれたようであるが、ヤッコは「家ッ子」であろう。奄美のヤンチュは本来はむしろこのヤッコ（奴婢）に近く、字義は「家人（チュ）」である。琉球方言では人をチュという。奄美でも徳之島ではヤッテともいった。ここでは統一的にヤンチュで通すことにする。

日本古代史の賤民は人口の一割程度といわれている。これをうけつぐ下人の制度も本土ではすでに元祿時代には辺境地区をのぞいては意味を失っていたといわれる。しかるに奄美では砂糖産業が発達した藩政後半期に、逆にヤンチュ制度は拡大し、幕末の専売制下では実に、奄美の首島である大島では全人口の三割ないし三割五分といわれるにいたっている。日本の賤民制ないし下人制の歴史の中では、異常な数字である。従って藩政期の、ことに天保度以後の専売制下の生産関係では、このヤンチュ制度の占める比重は重く大きく避けて通れない。日本史の各時代、あるいは他の地方とは比較にならない重い意味をもっているといわねばなるまい。

しかるに、ヤンチュ制度についての記述あるいは研究は、これまで意識的に避けられてきたふしがある。その歴史的な意味が軽いからではなく、むしろ重いから、重すぎるから、その痛みが現在にもくいこんで残っているから、いじるのははばかられるから避けられてきた、というのが偽りのないところであろう。奄美におけるヤンチュ制度についての、これまでのままとまったものといえば、金久好氏の「奄美大島における家人の研究」が唯一のものである。

この論文は、同氏が東京大学経済学部在学中の昭和初年に書かれ、『経友』第二十二号に掲載された。鹿児島大学の原口虎雄教授は、同論文についての解題で、「足まめに地方史料を採訪し故老の聞き取り」「実証的な充実した論文」「よくぞ、まあ早い時期に……本研究が成されたものだ」と感謝している」と述べておられる。

金久氏の「家人の研究」は、内容的には二つに分けることができる。一つは文献に基づく歴史的な記述であり、もう一つは故老からの聞き取りによってまとめた部分である。前者について原口教授は「正直に……奄美社会全般から見ての構造的把握……に不満はのこる」と洩しておられる。これは当時における奄美史研究の若さによるレベルの反映であって、やむをえないというしかない。利用されている文献史料も限られていて少ない。そのため、時代による奄美の社会経済史的な構造把握が不十分になり、したがって奄美史の各段階に応じたヤンチュ制度の変遷や性格の変化への踏み込みが、ほとんどといってよいほどなされないままにおわることになった。

昭和三〇年代になり奄美郷土研究会がが発し、ことに名瀬市史編纂委員会が発足してから、奄美史の史料収集が精力的になされるようになり、奄美史の研究段階は飛躍的に前進することになった。今や、現時点でのレベルに立ちこれら全史料を視野におさめながら、奄美のヤンチュ制度についての新しい考察が必要かつ可能になっている。

次に、金久氏論文のもう一つの部分、故老からの聞き書きについてであるが、ヤンチュ制度を体験した故老が全く死に絶えてしまった今日、原口教授とともにわれわれ研究者は、「よくぞまあ、早い時期に：金久氏のような好条件に恵まれた人によって本研究が成されたものだ」と感謝するしかない貴重な遺産である。そういう貴重さを十分評価しながらも、この聞き書きの問題点あるいは限界をあえて指摘すれば次のとおりである。

「金久氏のような好条件」といわれていることの一つは、同氏が奄美大島の瀬戸内町(現在)加計呂麻島諸鈍の素封家の出身であられることである。諸鈍は加計呂麻島で一番平地の多い集落で、旧藩末期の民謡で「家稼業一番」とうたわれ三百人のヤンチュを擁していた豪族林家の本居地である。この恵まれたフィールドで、金久氏の貴重な聞き書きの多くはなされている。

諸鈍では、明治以後、大きなヤンチュ騒動あるいは小作争議もしくは農地争議が、三回あったことがわかっている。一つは金久氏論文の書かれる四〇余年前の明治二十二年から二十三年にかけての事件で、部落中がシュタ組とヤンチュ組とに分れて対立抗争した騒動である。奄美史の段階に即してい

えば、奄美の困民党事件ともいうべき「三方法騒動」の渦中で派生した事件である。二番目の事件は、この論文が書かれてから十余年後の昭和二十一年ごろの小作料値下げ争議であり、これは地主宅への投石事件による小作人幹部の拘引でつぶれている。第三のは、奄美の日本復帰に際し昭和二十九年ごろ農地法適用問題からんでおきた地主对小作人の対立抗争で、大島の同種事件では最も激しい事件であったといわれている。そして、このあとの二つの事件で、地主側の中心人物として最も風当りの強い矢面の役を引きうける羽目になったのは、ほかならぬ金久氏の敵父であった。

金久氏論文の聞き書きは、右のような歴史の谷間の無風の時期に聞きとられているのである。筆者(大山)は決して、ここで金久氏の聞き書きへの用心を、したり顔に声高くのべようとしているのではない。そうではなくして、金久氏の聞きとりに応対した老人たち——かつてヤンチュであり今は小作人あるいは自作農であるその老人たちの、秀才の誉れ高い地主の坊ちゃんへのいたわり、筆者がつくづく感じるのはいささか温情である。四〇余年前の騒動の記憶は忘れようもなく老人たちの胸にあっただけで、やがて十余年後に火を吹く争議の火種は当時とて全然伏在していなかったとはいえないはずであった。しかるに老人たちの語り口はむしろ牧歌的？でさえあって、そういう敵しい気ぶりを感ぜさせない。話しを適当に取捨したのは、聞き手の方ではなくして話し手たちの方であつたらうと思われるのである。

筆者があえてそういうのは、筆者もまた金久氏と同じ階層の出身者として、老人たちのもついたわ

りの温情には身におぼえがあるからである。金久氏は、南大島の地主で大島紬工場経営をかねる家の出身である。筆者もまた、より規模は小さいにしろ北大島の小地主で代々役人や医者をかねた家の出で、明治初年まで数人のヤンチュをかかえた、いわゆるシユタ（衆達Ⅱ主達）層の出身であることを記しておこう。金久氏論文のフィールドの背景にふれることは、筆者にとっても身につまされる痛みを伴うことであることを述べ、つつしんで関係者の有恕を乞う次第である。

いま、この小論をまとめようとする六十五歳の筆者の脳裏に、彷彿として浮かぶひとりの老人の影がある。筆者が小学生であった大正期に、家でとりこみがあるとき、山の奥の方の祖母の実家からかけつけてきて手伝う若衆がいた。祖母や母の下知にひどく素直に従っている、全く毒氣というものの感じられないこの好人物に好意を寄せた筆者は、あるとき皆から簡単な一字の名前で呼びすてにされているこの人に、「○の名字はなんているの？」ときいた。すると彼は目をくりくりさせながら「私などにはそんなものありません」と答えて私をあきさせたものであった。彼はヤンチュであった人の子で小さいとき孤児になり大叔父の家で育てられて成人した召し使いであった。義務教育も受けなかった彼は自分の名字を知る機会も必要もなかったかも知れないが、実は主人の家か主人の一族の家の戸籍簿の末尾に附籍としてその家と同姓で記録されていたはずであった。その後の青年期に筆者は島を出、本土放浪二十余年のち帰島したのであったが、その間に祖母の実家の大叔父はとくに死に、○さんはその家をはなれて名瀬に出、毒蛇ハブに打たれて片輪になった体で、大島紬の糸を草木

染する染料の木、車輪梅を砕く仕事で生計を立て、その子は新制高校を秀才として卒業し評判の孝行息子であった。名瀬で医師をしていた大叔父の末弟は、もう九十歳で大きな屋敷に老夫婦で隠居生活に入っていたが、折目になると○さんは、頼まれもせぬのにこのこやってくる草を取り奇麗になった屋敷を眺めて喜んでいた。不自由な体でもう年もとっていた○さんをいたわるつもりで大叔父が、その来る前に他から人夫を雇って草を取らしたことがあったが、やがてやって来た○さんは、自分のすることが残っていないのを発見してむきになって腹を立て、情ながって悲しむのであった。

毒氣というものを全くもたず、誠実な好意と奉仕のうちに一生当然のように下座を行じてくださった○さん！ 歴史の業を背負った家に生まれた者は、○さんのような、この国の歴史で最も地軸に近い奄美の歴史のその底部でアトラスのようにそれを支えてきた人たちに、どのように対すればよいのだろう。ただ面を伏せる思いで記述の筆をつづけるだけである。

注

(1) 本庄栄治郎・土屋喬雄・中村直勝・黒正殿共編『近世社会経済叢書』第四巻所収「薩藩天保度以後財政改革顛末書」。

(2) 『名瀬市史』資料集第二巻（表題「奄美大島に於ける家人の研究」）所収同論文解説。

奄美の歴史は大きく、①アマムンユ(奄美世)Ⅱ部落共同体時代 ②アジンユ(按司の世)Ⅱ階級的な首長の発展・活動時代 ③ナハンユ(那覇世)Ⅱ琉球王朝支配時代(大島でいえば一四四一年ごろから一六〇九年まで) ④ヤマトンユ(大和世)Ⅱさつま藩政時代(一六〇九年から明治七二一八七四年まで) ⑤明治八年以後の近、現代と区分することができる。

ここでいう前史とは古琉球王朝による奄美支配が終った一六〇九年(慶長十四年)以前とする。この時代のヤンチュについて資料は少なく、よくわからない。しかし人身売買やヤンチュが存在したことは明らかである。

農業生産力の発展にもなって貧富の差が生じ階級分裂が発展し、その過程でヤンチュ身分が発生したるうことは歴史一般からの類推として考えられることであるが、その段階を奄美史の上でどの時代のどの時期と確定するほどの資料はない。

奄美人が『日本書紀』に登場するのは七世紀の半ばからであるが、奄美が遣唐使船の欠くべからざる寄航地として重要視されていたのは、南島路最盛の八世紀前半である。奄美訳語という奄美語の通訳官の制度も設けられていたが、当然奄美出身者であったろう。以後長く現代まで、日本本土をヤマ

トとよぶ南島の呼称がこの時代からの遺産であることは明らかである。大和地方と往来するようになった奄美人が、本土からの貴重な移入物としてたらしたものが鉄文化であったろうことも当然であろう。通路である瀬戸内海は備後地方の要港が、鉄材ならびに鉄製品の移出港でもあったろう。かくして移入された鉄文化が奄美の生産力を前進させ、階級分化や発展を促進させる要因になったろうことの推定も容易である。

やがて八世紀後半からは、遣唐使の航路はより便宜な南路にとってかわられ、北九州を発する船は奄美をオミットしてはるか北を直接大陸に向うようになる。大和朝廷の南島経営も、八二四年の多櫛国庁廃止で終止符が打たれることになった。

しかし奄美をはじめとする南島で、ヤマトからうけた歴史的な衝迫が、完全に休眠してしまいうほど南島人が無気力であったとは思えない。かれらはもともと船を自在にあやつる海の子であった。

そこで注目されるのは、『小右記』や『日本紀略』に散見する、大宰府管下への奄美人や南蛮賊掠略の記事である。九九七年奄美人は管内諸国に乱入して人物を奪取しているし、翌年大宰府は貴鴉島に下知して南蛮賊を捕進している。一〇二〇年にもまた南蛮賊が藩摩人を掠めて大宰府はこれを討っている。

奄美人が九州の西南諸国を掠め、大隅から四百人、諸国から三百人もさらって行かねばならなかった奄美内部の社会的な条件はよくわからない。しかしかれらが労働人口を掠めとらねばならぬような

生産力発展の段階にさしかかっていたことは否定できないであろう。このヤマトから略奪された労働人口は、奄美においてどういう社会的な地位を与えられたのかは不明である。共同体の成員として組みこまれたのか、あるいはヤンチュウ的な身分におとされたのか。後者の場合も十分ありうることである。

右のような略奪によるヤンチュウの発生とは別に、漂着による発生もあったことは文献的に明らかである。時代ははるかに下るが、一四五〇年トカラ列島の臥蛇島に漂着した朝鮮人四名の運命について、『李朝実録』は次のように記している。破船して岸にのぼった彼らは「奴」とされた。二人は薩摩人がこれを得て奴としてつれ去った。他の二人も奴とされ大島の加沙里(笠利)につれていかれたが、丁度岐浦島(喜界島)を征服すべく兵を領してきていた琉球王の弟がこれを買いとって、朝鮮に送りとどけたというのである。当時七島は半ば薩摩に半ば琉球に属していたので、獲得された「奴」も半々にわけられたのであろう。そして当時琉球王国(第一尚氏)と朝鮮の李王朝とは親善関係にあったので、南に送られた二人は本国送還の好運にあい、この『李朝実録』の記事も彼らと、彼らを送っていった博多商人の報告に基づいている。

沖縄における三山対立という三つの王国の対立時代に、徳之島以南の奄美は北山王国の支配下に入っていた。一四一六年北山は中山の第一尚氏に亡ぼされ、一四四一年には大島本島も中山に征服され、はげしく抵抗していた喜界島も一四六六年には第一尚氏最後の王尚徳の親征軍に屈服した。かくて奄

美のアジ世(按司時代)は南の方から逐次ナハンユ(那覇世)といわれる琉球王朝支配時代に移っていった。この時代すでに奄美には、『李朝実録』が語るように「奴」つまりヤッコ(家ッ子)奄美でいうヤンチュウ(家ン人)の制度が定着していたことは明らかである。

歴史一般の知識から当然推定されたように、奄美においても、階級社会であった「アジユ」(按司世)の時代にヤンチュウ制度が発生し定着していたのである。

ナハンユ(那覇世)といわれる琉球王朝支配時代に、奄美や沖縄の「奴」制度が更に発展したろうことは、文献的にもたどることが不可能ではない。

沖縄では一四〇六年、中山の察度王朝の武寧が第一尚氏に亡ぼされているが、この年この暗愚な武寧王は大陸の明帝に使者を献じて斥けられている。この閩者と記されている去勢された男たちの身分は「奴」であったと見るのが至当であろう。琉球王宮における家内奴隸の一部が閩者になる、あるいはされるほど「奴」制度は成熟していたといえるべきであろう。

ポルトガル船が種子島に漂着して鉄砲を伝えたのは一五四三年(天文十二年)である。薩摩の儒僧南浦文之が、種子島領主に依頼されて書いた「鉄砲記」によれば、船中には五峰という大明の儒生があり筆談によって用を弁じたという。この五峰なる人物は、後期倭寇の大立物王直その人の号であるという。⁽³⁾更にピントの航海記によれば、同じ船に一人の琉球婦人が乗船していたという。いかなる身分の女であろう。おそらくポルトガル商人と結んだ倭寇によってさらわれたか、あるいは買いとられ

た婦人、つまり女「奴」と見るべきであろう。更に推定を進めれば、この琉球婦人は、王朝のお膝元の沖縄本島の者ではなく、支配のゆき渡りにくく倭寇とも関係のあったと見られる、周辺の地、つまり奄美か先島の出身ではなかったらうか。

これより前、南海に進出してきたポルトガル商人を東アジア海域の貿易路に誘導したのは中国人海商であった。明朝に公認貿易を斥けられたポルトガルの密貿易商人は中国人倭寇と結ぶようになり、これらの商品の一つに「奴」があったのである。このポルトガル商人の日本人を商品とする奴隷貿易については、この十六世紀末の秀吉によるキリシタン禁止の理由の一条として数えられているのである。

ここで倭寇と南島とのかかわりについて考えてみよう。奴隷として売りとばすための人身略奪が、倭寇の重要なかせぎの一つであったからである。また倭寇といっても日本人だけとは限らず、後期倭寇ではことに中国の冒險商人と日本人海賊との合流勢力であり、それにポルトガル商人もかんだりしていたようである。

統一政権の膝元の沖縄本島から離れた奄美や先島には倭寇関連の地名や伝承が多い。海賊が来たときの避難についての話は、筆者も小さいときよく古老からきかされたものである。拒絶をあらわす方言を、種子島で「バハン」、喜界島で「ババ」、大島・徳之島で「バア」または「バーン」という。沖縄本島にこの言葉はない。『南島偉功伝』で著者西村天因は、「バハンは倭寇の「八幡(ばはん)船」から来ているとの

べている。嘉靖年間、明で倭寇対策のため編纂された『籌海図編』は、倭寇が大小琉球の間に潜伏していることを記している。後期倭寇の大立物王直は五島附近に根拠地をおき、三・四・五月ごろ風に乘じて発し大小琉球をへて南中国の沿岸に殺到していったようである。もう一人の大頭目徐海も、かつて叔父の負債のため大隅の領主に人質として滞在していたことがあり、薩南地方の様子にあかるく日本人の新五郎(辛五郎)と結び万の兵をもって中国を侵す力をもっていたと記されている。当時の東南支那海の周辺で、人身の略取売買が横行していたのは当然で、奄美のヤンチュ習俗もこの状況と無関係ではなかったであらう。

しかしながら、人身売買の横行やヤンチュ析出の最大の要因は、右のような外的な人身略取にはなく、その社会内部の階級関係の発展、貧富の差の拡大にあったらうことは明らかである。そしてそれを語る史料は一六〇九年(慶長十四年)の島津氏による南島征略の際、あるいはその直後、新支配者薩摩側によって発せられた通達によって与えられている。

まず慶長十六年(一六二二年)九月十五日の琉球への掟十五条のなかに、次の一条がある。

一 琉球人買取日本え渡問敷事⁽⁸⁾

これによって、琉球社会のなかに貧困のため身を売らねばならぬ層が発生しており、鹿児島商人が従来これを買いとる日本本土へ売り渡す人買い商人として活躍していたらうことを知ることができ

次に、薩摩の直接支配地になった奄美(9)に対する政令のなかで、関連の条項を見れば元和九年（一六三三年）閏八月廿五日の「大島置目之条々」に次の一条がある。

一 おつかの方ニ御百姓を人之内之ものに召なし候儀曲事候間元和五年より以来のハ相かへすべき事

ここでは、明らかに負債（おつかニ負荷）の抵当としての「人の内のもの」ニヤンチュ（家人）の発生、つまり貧富の差の拡大による債務奴隷の発生が琉球王朝支配下に見られていたことが語られているのである。なお念のため書きそえれば、薩摩が征服した一六〇九年からこの政令の出された一六二三年の間は、奄美の内政については懐柔のための期間として、琉球王朝支配時代のしきたりがそのまま温存されていた時代である。

注

(1) 正確には、一人は銅銭で買いと、一人は自分がつれてきた「奴」と交換した。

(2) 琉球官庁正史の記す、英祖王の一二六六年大島が入貢帰服した、という説の根拠のないことは『名額市誌』の拙論参照。

(3)、(4)、(5)、(6) 田中健夫「倭寇と勘合貿易」

(7) 後期倭寇の最盛期は一五四七年の遣明勘合船終了をもっておとづれ、一五五六～七年の明朝による徐海・王直の誘縛によって大きく終息に向い、奄美大島における根拠地の覆滅は一五七一年の尚元王の大

島親征によって完成したと見るべきであろう。良港焼内湾で亡ぼされた名柄八丸を故老はナガラハチマシ様シマといふヤマトから来留していた弓の上手な勇者であったと伝えている。追記すれば尚元即位の年、明で敗れた倭寇は琉球を襲っているし、明から尚元への冊封使は倭寇のため来琉が遅れている。

(8) なお慶長十四年の琉球入りのときの薩摩側軍令法度のなかに、
一 取人一切可_レ為_二停止事

の一項がある。人質については他に通達があるので、この取人は奴_二下人としての人身略奪のことであろう。薩摩の小地頭の武士たちは農業経営者であって下人は貴重な労力という財産であった。

(9) 奄美（道の島）は実際上は琉球王朝から切り離されてさつまの蔵入地にされていたが、幕府に対しては琉球国のうちとして届けられていた。従って対外的なためまえとしてはあくまで「琉球王国」のうちとして藩政期中とり扱われている。

二 近世におけるヤンチュ制度

一六〇九年から一八七四年（明治七年）までのいわゆるヤマトユ（藩政時代）は、ヤンチュ制度の上から見れば前後の二期に区分される。前期は、稲が上納のため主作とされていた時代であり、藩としてはヤンチュを規制して自営小農民を育成しようとした時代である。後期は、上納を稲から砂糖に転換

したため、砂糖キビが主作となり、ヤンチュについてもその自作農（これを自分人という）からの分解をほとんど放任した時代である。この前後の二期の区分点は、一七四六年の換糖上納令（上納を米を基礎にして砂糖に換算しておさめる制度）の時点とすべきであろう。

1 前期Ⅱ規制時代

藩政初期のころの奄美大島島民の主食は、大島代官有馬丹後との一六三三年の島民の問答によって知ることができる⁽¹⁾。それによれば米は殿様への上納用につくるだけで、島民の主食は、田芋（島民は琉球王朝時代から現在まで水芋といっている）はんす芋（甘藷）、椎の実である。粟⁽²⁾があげられていないのは、水芋と芋がゆにして共食するので水芋の中に含めたものであろう。甘藷が野国総管によって沖繩に伝来してから二十六年後のこの年大島で主作になっているのは注目される。琉球王朝は水稲作を奄美島民に普及して米の上納をふやそうとしたが不可能であった。それは島民の主食である水芋が水田を占領していたからである。当時おそらく里芋はまだ島には入っていない芋は水芋であった。当時の水芋はあくが強いがらっぱいので水をかけ流しにして酸素を多量に供給しなければならなかった。そこへ甘藷が輸入されて畑や山につくることができ、農民は相対的に水芋から解放され、為政者は水芋を水田から追い出し水稲をもってこれに代えることができるようになり、水ももっと有効に利用できるようになった。かくて島津藩は野国総管のおかげで、ヤマトニ（藩政期）の出発そうそうから島民に水稲

主作を強いることができるようになった。前支配者のもっていなかった好運にめぐまれたといふべきであろう⁽³⁾。

かくて奄美の農民は、少なくとも藩政の初期においては、日本内地の近世農民の方向と同じ方向を歩んで近世を深化していく道をたどることができるようになった——出発はだいぶおくれたが。水稲作は高い労働密度が要求され、為政者としては必然的にヤンチュ（下人）を解放して自営小農民を育成していく方向を目ざさなければならぬ時代がきたのである。

注

- (1) 「有馬丹後覚書」
 (2) 当時の粟はもち粟で、水芋とこねて食するのが普通。これを島語でヒキヤゲという。
 (3) 薩藩の享保改革の推進者家老種子島久基の差図により高橋外記が喜界島代官町田孫七に送った享保十二年末の通達参照（折田家本「喜界島代官記」）。

(1) 一六二三年置目条による規制と解放

元和九年（一六三三年）の「大島置目之条々」三十四ヶ条のなから、関連の条文を引用すれば次の

とおりである。

一 よひとてくこ百姓をいろいろ召つかう儀かたく可為停止事(第10条)

一 おつかの方ニ御百姓を人之内之ものに召なし候儀曲事候間元和五年より以来のハ相かへすべき事(第11条)

一 諸百姓借もの三わりの利にとるへき事(第24条)

第10条では、与人や筆子など島役人が百姓をほしのままに使役するのを禁止している。琉球王朝の神権的権威を背負う家父長的島役人には、おそらく百姓使役についての厳密な公私の別の意識はなかったのではないか。近世大名島津氏は、農民掌握のため、まず農民をしぼる古代的・中世的緊縛から解放し、中間収奪を排除しなければならなかった。

第24条では、利息を三割に制限している。これは年利のつもりだろうが、厳密には次の収穫までの期間の利息であるので、実際には場合によりより短い期間になる。この三割への利息制限令はこの後も再々通達されているので、実際にはそれより高い利息が横行していたことがわかる。藩政末期の記録だが、代官役所の膝もとから遠い南大島では七割利息もあったことを伝えている。この高利が農民がヤンチュに転落する大きな原因の一つであった。その防止をはかっているのである。

第11条についてはすでに前章でもふれたところであるが、債務ヤンチュの発生防止がねらいである。この条文でだけ特に、百姓に「御」をつけて勿体をつけているのは、百姓が役人や土豪の私物ではな

く新領主の公民であることを強調したかったのであろう。この段階で後進的な薩摩藩の為政者に、どの程度まで近世大名にとって期待されるのは中世的な下人ではなく、自営の近世農民であるとの意識があったか、疑問である。日本の中央政権は古代から建まえ上は人身売買を禁止していた。農業経営における下人労働の比重が相対的にまだ高かった当時の薩摩藩では、自前の近世大名意識からの下人解放、自営農民創出の意識は微弱で、おそらく中央の徳川幕府の相対的先進性に導かれるところが多く、この条項にもその気配が濃厚である。債務によるヤンチュ身分へのくり入れは「曲事」だとの道徳的評価による禁止も、中央権力行政の先進性へのあと追いの反映であろう。元和五年以後生じた債務ヤンチュの解放を特に指示しているのは、人身売買禁止の原則が、徳川家康によって元和五年に発布されたから、それに従ってここにかかげたのである。

はつきり奄美大島の文獻の上で、ヤンチュ下人の自営小農民(島語で自分人^{シラヒト}という)への解放上昇の意図が読みとれるのは、徳川幕府による寛永末の新農政以後である。

なお付記すれば、奄美で水田での主作が、水芋から商品価値の高い真米に一挙に進展することができず、はんす芋(甘藷)の移入によってやっと水芋から解放されたものの、赤米が長い間居すわり(場所によっては幕末まで)、真米への展開が困難であったことは、この当時の農民の自由になる労働時間間の貧困、換言すれば支配者側の過重かつ恣意な賦役との関係が原因としてうかんできている。そのため牛馬等大家畜の舎飼い、したがって良質な堆肥生産が発展せず、部落外山野のマキ(牧)での共同放

牧が長く残存した。真米生産という集約農業が展開する条件になかったのである。このことがまたヤンチュン制ともからみあっていたのである。

(未完)